

法第37条認定の対象とするコンクリートについて

- ポルトランドセメント、混合セメント又はエコセメント(以下、「ポルトランドセメント等」という。)を用いないコンクリートであっても、所定の要件をみたすものを、法第37条認定の対象とする。
- ポルトランドセメント等を用いないコンクリートは、平成12年建設省告示第1446号(以下、「材料告示」という。)第3ただし書を適用して大臣認定の適合の確認を行う。

【コンクリートに用いる結合材等】

法第37条認定の対象の整理・明確化

○ 法第37条認定の対象とするコンクリート※1に用いることのできる結合材

① JIS A0203(コンクリート用語)における結合材

② ポルトランドセメント等

③ JIS A5308(レディーミクストコンクリート)に適合するコンクリートに用いるセメント

- ・ JIS R5210(ポルトランドセメント)に適合するポルトランドセメント
- ・ JIS R5211(高炉セメント)に適合する混合セメント
- ・ JIS R5212(シリカセメント)に適合する混合セメント
- ・ JIS R5213(フライアッシュセメント)に適合する混合セメント
- ・ JIS R5214(エコセメント)に適合するエコセメント

- ・ JIS R5210に適合しないポルトランドセメント
- ・ JIS R5211～5214に適合しない混合セメント※2

【要件】

材料告示第3ただし書を適用して法第37条認定の申請をするコンクリートは、以下に示す①及び②の要件を満たす必要がある。

- ① ポルトランドセメント等以外の水和物を生成する結合材を用いるもの
- ② 耐久性等の確認、構造実験及び加熱実験によりRC造基準を適用することが可能であるものとして、信頼できる第三者機関の「性能証明」等を受けているもの

・ 要件を満たすコンクリートに用いる結合材
(高炉スラグ微粉末、フライアッシュ等が想定される)

・ 要件を満たさないコンクリートに用いる結合材

④ 縮重合して硬化する材料

・ ジオポリマーを構成する材料(水ガラスとフライアッシュ等が想定される)

⑤ CO2と反応して硬化する材料※3

・ γ C2S

【適用する品質基準等】

材料告示別表第1の指定JISへの適合を確認する。

材料告示別表第2の品質基準や測定方法等を用いる。

基本方針※4の別添に示す方法に従って定めた品質基準や測定方法等を用いる(材料告示第3ただし書を適用)。

指定建築材料のコンクリートに採用するための知見が十分でないため、法第37条において品質の適合を確認できない。

※1: 結合材、水、細骨材、粗骨材及び必要に応じて加える混和材料を構成材料としたものであり、結合材にセメントを用いるものの他、セメント以外の結合材を用いるものを含む

※2: 高強度コンクリート用セメントでJASS5など使用方法の知見があるものを含む

※3: ④と併用して用いる場合を除く

※4: 「低炭素型のコンクリートを用いた部材への鉄筋コンクリート造基準の適用可否の判断基準に関する基本方針、令和7年4月、国土技術政策総合研究所・建築研究所」